

IFRS 解釈指針委員会の活動状況

IFRS 解釈指針委員会委員
富士通(株)財務経理本部 IFRS 推進室長

ゆあさ かづお
湯浅 一生

2012年9月および11月に行われた国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRS 解釈指針委員会、以下「委員会」という。）について報告する。9月の委員会の議題は、ほとんどが継続案件の途中経過報告、暫定的な方向性の確認の議論で、案件も少なめであった。その反動か11月の委員会は非常に盛りだくさんなものとなった。文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

賦課金に関するガイダンス案

政府などの公的機関によって課される賦課金(levy)に関する会計処理のガイダンスについては本誌で何度か紹介してきたが、2012年5月に解釈指針案が公開され、9月を期限として広くコメントが求められていた。11月の委員会では、提出されたコメントの分析が紹介され、今後の対応について議論した。

• 対象とする「賦課金」の範囲

公開草案としては「特定の市場で事業を行う企業に対して公的機関が課す」賦課金を対象と

することとしていたのだが、この「賦課金」という用語の定義付け、さらにはどのような賦課金がこの解釈指針に準じた会計処理をするのかといった対象範囲もわかりにくく、明確化すべきだといったコメントが、我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）も含めて多くの関係者から寄せられた¹。また、ある一定の閾値を超えた場合に課金されるような賦課金については、委員会で会計処理についてコンセンサスが得られなかったために対象外としたのだが、こうした取扱いについても批判的な意見が多かった。

委員会では、このようなコメントを受け、改めて「賦課金」の定義付けを検討し、IAS第12号「法人所得税」で取り扱う法人所得税を除いた、公的機関が課すすべての賦課金を対象とすることで解釈指針をとりまとめることとした。また、閾値を超えた場合に課金される性質を持った賦課金についても、再度会計処理について議論することで合意した。

ただ、賦課金を費用処理すべきか、資産性があるかといった議論をすると範囲が拡大してしまうため、負債の認識、つまり貸方についての会計処理に焦点を当てるべきではないかという意見が大勢を占めた。議論の過程で、草案段階

1 ASBJからの当該解釈指針案へのコメントは、ASBJのホームページを参照。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/foreign_operation/others/120905.pdf

では対象とする賦課金の性質として対価性がないものを想定していたことから、改めて範囲を広げてしまうことへの懸念を示す委員もいた。特に政府などの公的機関と契約を交わし、サービスを提供しているといった事象も多くあることから、賦課金との区別をどのようにすべきか、今後検討の余地はあると考えられる。

• 経済実態を適切に表す解釈か

やはり多くの関係者から示された懸念として、次のようなものがある。たとえば、会計年度末日の12月31日に事業を行っていることに対して課金されるといった賦課金の場合、年度末になって初めて債務発生事象が生じたといえることから、12月31日に債務を認識するとともに、借方は費用処理となる。したがって、それ以前の中間財務報告の段階では、債務が計上されないという解釈になるのだが、こうした会計処理はIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の原則に沿ったものであることは、ほとんどの関係者が同意したものの、一方で経済実態を適切に表すものではなく、財務諸表の利用者にとって有用な情報とはならないといった内容のコメントが多く寄せられたのである。

こうした点について、IFRS 解釈指針委員会としてだけでなく、国際会計基準審議会 (IASB) としても何らかの対応を検討する必要があるのではないかという問題提起は筆者からもしてみた。だが、多くの委員は解釈としてはあくまでもIAS第37号に沿ったものであること、また対応するにしても、IAS第37号の見直しか、IAS第34号「中間財務報告」の見直しといった大きな問題になる可能性が高く、個別に対応することは困難ではないかという意見が大勢であった。ただ、こうしたコメントが多くあったことは、情報としてIASBに報告することにはなった。今後、解釈指針として確定させていく過程で、引き続き検討していきたい。

退職後給付に関する案件

IASBはIAS第19号「従業員給付」について、2011年5月に改訂（以下「IAS第19号(2011)」という。）を公表し、その適用が2013年1月以降に開始する事業年度からと迫ってきている。こうしたことから、特に影響が大きいとされる長期従業員給付、つまり退職後給付に関する案件について委員会で検討するよう要請されることが増えてきている。9月には継続案件を2件議論したのに続いて、11月の委員会では新規案件が追加となり、3件の退職給付に関わるトピックを議論した。これらのうち、拠出ベース約定の会計処理の問題については、本誌第38号で紹介した案件だが、9月の委員会では、どのような退職後給付制度についての解釈指針とするか、スコープの問題を議論し、11月には主に測定の手法について方向性の議論を行った。この案件は、さらに各国の退職後給付制度を調査し、具体的にどのように適用されるかの検討を行った上で、次回以降の委員会で議論することになっている。非常に難しい問題で影響も大きいことから、議論が慎重になっているのかもしれない。今後も引き続き、進展に応じて報告したい。

• 適用する割引率の問題

11月の委員会で新規に議論した案件は、退職後給付債務を算定する際に使用する割引率に関する問題である。IAS第19号(2011)の83項²には、この割引率は優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならないとされている。この問題の提出者（ドイツ会計基準委員会）によれば、一般的に知られている格付機関が、最上位2つの格付のいずれか（たとえばStandard & Poor'sのAAA又はAA）を与えている場合には、その社債は優良社債であると

考えられるという。問題の背景には、昨今の金融危機の影響により、AAAあるいはAAの格付を持つ社債の数が、著しく減少していることがある。以前よりも数少ない社債の取引が市場の利回りに影響を及ぼし、観察可能な市場金利が歪められ、結果的に割引率が歪められてしまう可能性があるのである。この案件の論点は、数が少なくなったとしても、引き続きAAA及びAA格の社債のみが「優良社債」に該当すると考えられるか、AあるいはBBBといった、低い格付を持つ社債も含めるべきかということにある。

IFRSには、優良社債がAAA又はAAのみの格付を持つ社債であるなどといった規定が定められているわけではなく、基本的には判断の問題である。だが、IAS第19号(2011)の84項²によれば、割引率は時間価値を反映したものであって、数理計算上あるいは投資上のリスクを反映したのではなく、また企業固有の信用リスクも反映したのではないとされていること、また債券について厚みのある市場が存在しない場合には、国債の利率を適用するとされていることから、極めてリスク・フリーに近い

割引率を適用することが想定されているという見方が大勢を占めた。また、米国基準⁴や英国基準⁵で、具体的にAA格以上の社債を優良社債と指定あるいは示唆していることから、これまでの実務として一定のコンセンサスが得られているようである。

• 委員会としての対応

スタッフ提案は、ビジネス実態に沿って行うべき判断の問題であり、会計基準の問題ではないとしてアジェンダには取り上げないというものであった。基本的にはそのとおりののだが、欧州の委員を中心に問題意識は非常に高く、現状の金融危機の中で割引率の問題にIASBとして何らかの対応をすべきだという意見も多くあった。欧州証券市場監督局(ESMA: European Securities and Markets Authority)も強い関心を持って委員会での議論の経緯を見守っているとのことであった。不安定になっている欧州市場で、各社の「判断」によってたとえばBBBの格付企業も含めた割引率に変更した場合、退職後給付債務の測定に大きな影響を与えてしまうことを懸念しているのである。金融危

2 IAS第19号(2011)83項

退職後給付債務(積立てをするものとしないもの双方とも)の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債(報告期間の末日における)市場利回りを使用しなければならない。社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならない。

3 IAS第19号(2011)84項

重要な影響がある数理計算上の仮定の1つは、割引率である。割引率は貨幣の時間価値を反映するが、数理計算上又は投資上のリスクは反映しない。さらに、割引率は、企業に対する債権者が負担している企業固有の信用リスクは反映せず、また、将来の実績が数理計算上の仮定と異なる可能性についてのリスクも反映しない。

4 米国基準 Topic 715-20-S99 Compensation-Retirement Benefits in the FASB Accounting Standards Codification® (下線は筆者)

At each measurement date, the SEC staff expects registrants to use discount rates to measure obligations for pension benefits and postretirement benefits other than pensions that reflect the then current level of interest rates. The staff suggests that fixed-income debt securities that receive one of the two highest ratings given by a recognized ratings agency be considered high quality.

5 英国基準 FRS17 Retirement Benefits 33項 (下線は筆者)

For this purpose, a high quality corporate bond means a bond that has been rated at the level of AA or equivalent status …

機を受けて、国債でさえリスク・フリーとは単純にはいえない国が出てきている状況で、非常に大きな問題になりかねないという受け止め方をしている。

委員会はこうした状況を踏まえ、単純にこの問題をリジェクトするのではなく、退職後給付債務の測定に使用される割引率に求められる要件をより明確化できないか、再度検討することとした。その間、多くの欧州企業が決算年度末を迎えることから、割引率のもととなる考え方は原則として継続して使用すべきこと、もし変更する場合には（委員会はこれが会計方針の変更か見積りの変更かの結論は出していないが）、必要な開示が求められることを、市場関係者への注意喚起の意味も含めて IFRIC Update に記載することとした。

継続企業 (Going concern) の開示

この案件は、国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Audit and Assurance Standards Board) から提出されたもので、11月の委員会で初めて議論した。

• 背景

国際的な監査及び保証基準を開発している IAASB は、監査報告の見直しに向けて取り組んでおり、2012年6月には、継続企業に関する以下の内容を記載すべきだという提案を行っている。

- (a) 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関する結論
 - (b) 実施した監査作業に基づいて、企業の継続企業としての能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が認められるか否かに関する報告
- この監査報告の改善提案を補強するため、

IAASB は会計基準の改善も必要だとして、IASB との協議を続けてきた。IASB スタッフが各国会計基準設定主体や規制当局、監査法人等にアウトリーチを行うとともに、6月に開催された IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) でもこの案件について議論された。IFRS-AC の委員から、IFRS 解釈指針委員会あるいは IASB で、「重要な不確実性」についての開示を強化するガイダンスを開発してはどうかといった意見が出された。

こうした状況を踏まえ、財務報告における継続企業の規定と監査やコーポレートガバナンスとの関連性は概念フレームワークの開発において検討すべきものとしつつ、短期的な対応として、委員会で以下の2点を取り上げてはどうかとの提案がされたものである。

- (a) 継続企業としての能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が認められる場合、企業は「いつ」開示を行うべきか。
- (b) 継続企業としての能力に重大な疑義を開示する目的は何か。また「何を」開示することが求められるべきか。

• 委員会での議論

11月の委員会では、こうした背景のもと、この案件に限定的に取り組むことについて合意した上で、具体的に「いつ」「何を」開示すべきかについて、IAS 第1号「財務諸表の表示」を限定的に改訂する方向で議論した⁶。

いつ開示すべきかという論点については、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性のある資金調達の実施あるいは再交渉、操業の停止、資産の売却あるいは負債の免除などといった例を挙げながら、通常のビジネスの範囲を超えた対応をせざるを得ない何らかの状況に至ったことを企業が開示することを求めようといった議論をしたのだが、基本的には企業が投資家及び他

の利用者に有用な情報を提供するといった観点からの「判断」の問題でもあることに留意した。この判断に当たって、何らかの幅（閾値）を示すことができないか、といった方向で改訂案のドラフトを検討することにした。何を開示すべきかについても次回以降の委員会で改めて検討することになる。

させ、2014年1月以降に開始する事業年度から適用される見込みである。内容の詳細については別途報告したい。

その他

11月の委員会では、上記の他にもたとえば中間財務諸表の範囲に関する問題や、後発事象に関わる問題についても議論した。これらは各国の法規制による要請あるいは監査の在り方にも関わってくる問題であるが、前者は限定的な基準改訂、後者はアジェンダとして取り上げないことを理由とともに記載することで対応する方向である。

また、2010-2012サイクルの年次改善についても議論を開始した。2012年5月に公開草案を公表し、9月までの期間でコメントを募集していたものである。今回は一部の案件について議論したが、1月の委員会で改めてコメント分析と今後の対応について議論する予定である。これらの改善は、2013年の第2四半期に確定

6 継続企業については、IAS第1号25項及び26項に、以下のように記載されている。

25 財務諸表を作成するに際して、経営者は企業が継続企業として存続する能力があるかどうかを検討しなければならない。経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、企業は財務諸表を継続企業の前提により作成しなければならない。経営者が、この検討を行う際に、当該企業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関する重要な不確実性を発見した場合には、企業はその不確実性を開示しなければならない。企業が財務諸表を継続企業の前提で作成していない場合には、企業はその事実を財務諸表作成の基礎及び当該企業が継続企業とは認められない理由とともに開示しなければならない。

26 継続企業の前提が適切かどうかを検討する際に、経営者は、将来（少なくとも報告期間の期末日から12か月は必要であるが、それに限定されない）に関するすべての入手可能な情報を検討しなければならない。検討の程度はそれぞれの場合の事実関係に左右される。企業が収益性のある営業活動をしている実績があり、財務資源を直ちに入手できる状況にある場合には、企業は詳細な分析をしなくても、継続企業の前提による会計処理が適切であるという結論を得るであろう。そうでない場合、経営者が継続企業の前提が適切であるという確信を得るには、現在及び将来の収益性、負債返済の計画日程及び資金調達のために可能な財源に関する広範囲の要因を検討する必要がある。